

従来型特別養護老人ホーム ふれあいの森

従来型指定介護老人福祉施設 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗寿会が設置運営する 特別養護老人ホーム ふれあいの森（以下「施設」という）が行う生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という）が、要介護者に対して適正な事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とします。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）を提供するように努めます。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとします。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第3条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一 管理者 1人（常勤）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二 医師 1人以上

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

三 生活相談員 1人以上（うち最低1名は常勤）

利用者及び家族の相談や利用申し込みの調整、利用者の社会的便宜の援助を行います。

四 介護職員 常勤換算で20.4人以上（常時最低常勤1名以上が勤務）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

五 看護職員 常勤換算で3.0人以上（うち最低1名は常勤）

利用者の健康管理及び医療機関との連絡調整を行います。

六 栄養士 1人以上

利用者に対する栄養管理及び指導及び給食業務管理を行います。

七 介護支援専門員 1名以上（うち1名は常勤専従）

施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行います。

八 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

九 調理員 利用者への給食サービスの円滑な提供に必要な人員数を確保

利用者に提供する食事の調理業務を行います。

十 その他の従業者

適正な事業提供に当たります。

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとします。

1 名称 社会福祉法人麗寿会 ふれあいの森

2 所在地 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾 1928

3 入居定員 54名

(利用定員の遵守)

第5条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(利用者に対する介護老人福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 施設が行うサービスの内容は次のとおりとします。

(1) 入浴、清拭等による清潔の保持

(2) 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話

(3) 相談及び援助

(4) レクリエーション、行事等の教養娯楽

(5) 必要な行政機関への手続きの援助等、社会生活上の便宜の供与

(6) 機能訓練

(7) 健康管理

(8) その他必要なサービスの提供

2 施設がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その内、介護保険負担割合証に記載の割合（1割～3割）の額とします。

3 基本食事サービス費にかかる自己負担額及び、居室にかかる費用の自己負担額は、**別表1**に記載します。

4 施設は、前2項から3項の支払を受ける額のほか、指定介護老人福祉施設運営基準で定められた「その他の費用」のほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについて、内容及び利用料金については**別表1**として料金表に定めます。

5 第2項から第4項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨文書に署名（記名・押印）を受けるものとします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 施設を利用するものは次に挙げることを留意しなければならない。

- 1 サービスは、施設サービス計画に基づいて供与されるものである。
- 2 指定の場所以外で喫煙等、火気を用いてはならない。
- 3 他の利用者及び従業者に対し、暴言・暴力等、他者の迷惑となることを行わないこと。
- 4 外出・外泊を行う際は、安全のため家族の付き添い又は従業者の付き添いのもと行うこと。
- 5 共用物品の扱いについては、故意に破損、損害を与えたり、持出したりしないこと。
- 6 入浴は、従業者の指示に基づいて入浴すること。
- 7 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することをしてはならない。
- 8 衣類等には、必ず氏名を記入すること。
- 9 教養娯楽を供与する上で、一部負担金が発生する場合がある。
- 10 所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。但し、利用者の心身状況等により自己管理困難が想定される場合、利用者又はその家族の同意の上、管理者が責任をもって管理することができる。
- 11 施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- 12 宗教や信条の相違等により、他人の自由を侵す行為を行ってはならない。
- 13 第6条に定める金額については、利用月の翌月27日に支払うこととする。
- 14 入所に際しては、身元保証人一名以上を原則必要とする。

(損害賠償)

第8条 利用者に対するサービスの提供において、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。具体的な計画については、消防計画及び防災マニュアルに記載するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 利用者に対する緊急時の連携について情報共有や連絡体制の方法を、主治医と施設間で取決めを行う。

- 2 従業者は、事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又は、あらかじめ定められた協力医療病院等に連絡し、状態に応じて救急要請等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとします。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第12条 施設の利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で利用契約書を締結します。

(機能訓練)

第13条 施設は利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

(健康保持)

第14条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な処置をとり、必要に応じてその記録を保存します。

(衛生管理等)

第15条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

2 施設は、施設内において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(協力病院等)

第16条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、協力医療病院を定めます。

2 施設は、利用者に応じて、必要な協力歯科医療機関を定めます。

(苦情処理)

第17条 生活介護に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整理その他必要な措置を講じます。

施設苦情相談窓口 ふれあいの森 担当：相談課
電話：0467-54-9111

外部申し立て機関 ① 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）
所在地：横浜市西区楠木町 27-1
電話：045-329-3447
② 茅ヶ崎市役所 介護保険課
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
電話：0467-82-1111
③ 利用者の居住する市町村（保険者）にも設置されています

(身体拘束の適正化)

第 18 条

従業者は、施設事業の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

- 2 身体拘束等の適正化のための指針の整備を行い、対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について介護職員、その他従業者者に周知する。
- 3 身体拘束等の適正化のための研修を介護職員、その他従業者者に定期的実施する。

(個人情報の保護)

第 19 条

施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

- 2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 措置を適切に実施するために担当者を配置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等で要支援者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条

施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 3 従業者であった者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に定めます。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人麗寿会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

費用区分	費用の額
居住に要する費用	多床室 日額 950円 従来型個室 日額1,171円
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 日額320円 多床室 なし 第2段階認定者 従来型個室 日額420円 多床室 日額370円 第3段階認定者 従来型個室 日額820円 多床室 日額370円
食事の提供に要する費用	1,900円 日額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 390円 第3段階認定者 - ① 日額 650円 第3段階認定者 - ② 日額 1,360円
その他の費用	日用品費 実費 (入居生活の中で必要なもの) 教養娯楽費 実費 (クラブ・行事参加費、購読費等) 健康管理費 実費 (受診費用・予防接種等) 理美容代 実費 (カット、カラー等) 特別な食事代 実費 (行事食、イベント食等) クリーニング代 実費 (特殊洗濯希望品等) 個人嗜好品 実費 (贅沢品、おやつ、喫茶代等)

*その他の費用については、通常範囲を超えて、入居者等の希望や選択があった場合に発生する料金です。

令和5年10月1日現在

